

乳幼児・子ども医療費、ひとり親家庭医療費受給者証の手続きについて

下記の日程で、乳幼児・子ども医療、ひとり親家庭医療費受給者証の新規申請、更新申請を受付けます。該当する人は、受付期間内に申請手続きをしてください。

	乳幼児・子ども医療費助成制度		ひとり親家庭医療費助成制度	
	新規	更新	新規	更新
受付期間	随時受付	自動更新のため 手続き不要※1	随時受付	7月12日(金)～ 7月31日(水)※2
手続きに必要なもの	子どもの健康保険証		助成対象者全員分の健康保険証	

◇乳幼児・子ども医療費の更新（上表※1）

すでに受給している人は、自動更新となりますので手続きは不要です。対象者には7月末頃に新しい受給者証を送付します。

◇ひとり親家庭医療費の更新（上表※2）

上表の日程での更新申請を受付けます。対象者には、案内文書を送付しますので手続きをお願いします。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

■受付窓口・問合せ先 町民福祉課 福祉係（1階④窓口） ☎ 52-5810

■『乳幼児・子ども医療費助成制度』とは

0歳～高校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度です。所得制限はありません。

※高校3年生までの相当年齢の人であっても就労している人・結婚している人は、対象外となります。該当する人は、町民福祉課福祉係まで申し出てください。

■『ひとり親家庭医療費助成制度』とは

18歳までの子どもを養育するひとり親世帯の父・母・養育者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

◇所得要件

世帯の令和6年度の市町村民税が非課税の世帯が対象です。ただし、中学生以下の子どもがいる場合は1人あたり19,800円、16歳～18歳の子どもがいる場合は1人あたり7,200円を、父・母・養育者の所得判定額に加算し判定します。

※令和6年度の定額減税後の所得割で所得判定を行います。

令和5年度情報公開などの運用状況

☎総務課 総務係 ☎ 52-5802

■情報公開制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	30件	公開 18件
		一部公開 6件
		文書不存在 14件
教育長	4件	文書不存在 4件

町政に対する町民の理解および信頼を確保し、町民の行政への参加の促進を図るために実施している『情報公開制度』と、個人の権利利益の保護を図るために実施している『個人情報保護制度』の令和5年度の運用状況をお知らせします。

■個人情報保護制度

実施機関	開示請求件数	請求に対する 決定件数
町長	2件	公開 2件

※請求件数と決定件数の相違については、1件の請求に対し、複数の決定を行ったためです。